

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、知的障害のある人などが、
外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としていることを、周囲の人に知らせる
ことができるマーク。ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら、思いやりのある
行動をお願いします。



- 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- 駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプカード

障害のある人が普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、
困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするカード。
緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されています。記載内容
に沿った支援をお願いします。



相談窓口

都や区市町村の職員や事業において、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供して
もらえなかったなど、困ったことがあれば、東京都福祉保健局のホームページに掲載されている
各担当窓口までご相談ください。

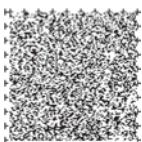


http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html

障害者差別解消法の内容や運用については、以下にお問い合わせください。

東京都障害者権利擁護センター

TEL:03-5320-4223 FAX:03-5388-1413 (対応時間:平日午前9時から午後5時まで)



このパンフレットの内容についてのお問い合わせ先
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL:03-5320-4559(ダイヤルイン) FAX:03-5388-1413